

東海第二原発再稼働はダメ！

福島第一原発事故（2011・3・11）により“原発の安全神話”が打ち破られたと思ったら・・・8年以上たった今では再び放射線への、そして原発への安全神話が復活しようとしています。

福島第一の原子炉建屋内の溶けた核燃料・デブリの取り出し計画もできず、汚染水が益々増加しているのに“アンダーコントロール”と一国の首相が誤りのメッセージを発すれば誤りが正しさ（？）になってしまう日本社会。

文科省は2018年9月に小中高生用の「放射線副読本」を改定して福島原発事故で放出された放射線について、“外から受けた放射線による健康被害があるとは考えにくい”“健康に影響が及ぶ数値ではなかった”“外部被ばくと内部被曝の人の健康への影響の大きさは同等”など全く事実と反する放射線・原発安全神話を子どもたちに流し続けています。

そして稼働から40年もたった東海第二原発は廃炉ではなく再稼働に向けて大きく動き始めているのです。

今年もピースサイクルで東海村を訪れ（2019年8月16日）、村役場と第二原発（日本原子力発電）そして住民との意見交換を実施しました。

東海村村役場では7名の職員が対応してくれました。

原発への村の立場が昨年よりも容認の方向に進んでいるので回答もかなり退化しています。村上元村長が”脱原発宣言“したのに今の山田村政下の職員は”原子力については議論している最中です“”東海第二原発について再稼働について判断していません“と東海第二原発再稼働に反対の意思を示しません。

だから2018年11/7（11/27が東海第二原発40年の期限）原子力規制委員会が新規性基準適合申請を受けて許可したことに対して、“2021年3月までに安全性向上がどう対応されるのか見極める”“その限りで一市村でも同意が無ければその先に進まないという意味だ”と説明し6市村と原電との新協定の“事前同意”の意味を矮小化してしまっているのにはあきれてしまいました。首長が変われば変わってしまう現実を見せ付けられました。

多くの市民から東海第二原発再稼働のための対策における課題が指摘され批判されています。

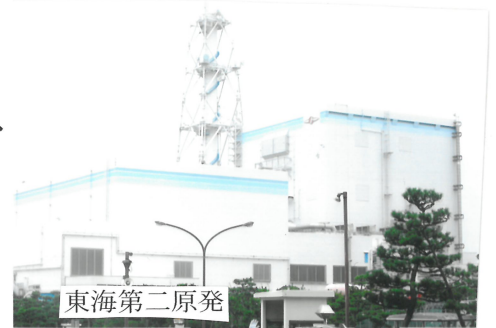
①砂浜に建設されている東海第二原発は基準地震動1009ガル（当初207ガル）に。

それは民間住宅メーカー・セキスイハウスなどが対応する4000ガルよりも耐震性が無い。

②1400kmのケーブルは100%難燃ケーブルにすべきなのに、難燃性のケーブルにするのはわずか、あとは防火シートを巻くのが少々、45%は難燃性でないケーブルのまま。まったく対策が採られていない。

③安全対策用の資金1740億円を銀行から借りられないほどの経理的基盤の脆弱さ。「必要資金を東電から支援される」ということでいいのか？

④避難計画は、できたといっているのは6市村のうち常陸太田市のみ。そのほかはなかなかできません。原発30km圏内94万人の避難ができるのか？



これらの課題が指摘されているのに原子力規制委員会が0kを出しているからと、“解決している”かの姿勢をとる村の姿勢に対して本当にこれでいいのかと残念になりました。

日本原子力発電との交渉を東海第二原発のある場所で行う予定でしたが市民側が6月に質問状を郵送しているのに原電は郵送物を「受取っていない」との一点張りで、「今日は回答できません」と。

市民からの抗議に対し、後日必ず質問状に対して回答するとのこと。また、来年以降も市民に対してこれまでのように対応するとの回答で終わってしまいました。

阿部村会議員との意見交換

真崎コミセンで東海村村会議員の阿部さんからの説明と意見交換。東海村の再稼働への動きとしては「特別進展していない」「安全対策工事は始まっていない」とのこと。

阿部さんから資金の問題が提起されました。“第一の廃炉や第二の安全対策で5000億円かかるのに、果たして国等の補助交付金200億円でやっていけるのか”と。また、地元の避難計画もまだできていないとのこと。東海村3万8000人の避難訓練は実施しているが物理的にできるのか？すぐ逃げる5km圏内と家屋内退避の30km圏内とに分けて避難する計画を住民が了解するか疑問だと。

さらに東葛の市町村とで茨城県の6市村からの広域避難の協定が結ばれた状況に対して課題が提起されました。東葛地区の地元でどのように具体的に避難受け入れをするのか？

この「原子力災害時における県外広域避難に関する協定」に基づく東葛各自治体の「避難受け入れ計画」を作るべきなのではと。その際難民キャンプなどに適用される国際基準1人3.5m²、女性のトイレは男性の3倍になどを導入すべきと提案されました。

原電と6市村（東海村・水戸市・那珂市・日立市・ひたちなか市・常陸太田市）との新安全協定については、“自治体の同意”が再稼働の条件であるとする自治体と「了解権で拒否権ではない」（東海村山田村長）と考える自治体とにぶれ始め村上元村長が努力して築いた協定内容が崩れだしています。それゆえ原電副社長から「拒否権なんて新協定にはない」などの言葉が出てしまうのでしょうか（この発言は抗議を受け謝罪していますが）。

このような状況の中、首長の姿勢を支えるための“市民の運動の必要性”が語られました。しかるに茨城県内でも“市民の関心が薄い”と課題が提起されました。

視察を終えて、水戸市との間で協定を結んだ鎌ヶ谷市がとるべき方向について考えました。緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)となる原発から30km圏の水戸市から10万人が茨城県内へ、群馬県へは4.4万人、栃木県へは3.9万人、千葉県へは43811人が避難する。災害対策基本法86条に基づく協定ですが鎌ヶ谷市は1988人の避難の方々の受け入れです。避難場所は県立鎌ヶ谷高校と西校とのこと。しかしそれ以上のことがよくわかりません。

清水市長にこの「避難受け入れ計画」を具体的にどうするか市民に説明するよう要請して、市民と行政と一緒に原発災害を考える場を持つべきと思われました。



原電への申し入れ



阿部村議会議員

“民主主義と自治そして平和主義” ふじしろ政夫 047-445-9144

*4/8 以降の活動報告をホームページに掲載してあります。

「いい鎌ヶ谷ふじしろ政夫」でアクセスできます。